

第2回検討委員会（2020.2.17）資料

「高校生の登山のあり方等」への提案

作成：毛塚辰幸

1 第1回検討会で意見

- ・那須雪崩事故は人災である。生徒と教員に命をかけさせてまで登山部活動を行う必要はない。
- ・顧問教師には高いレベルの判断力が求められる。しかしほとんどの校長や保護者は、顧問の力量が判断できないまま、指導を委ねている。こうした中で登山部は行われている。
- ・現在の顧問が指導するやり方には様々な問題がある。専門家チームが指導する新しいシステムにすべきである。

2 第2回の意見1「今後の登山のあり方、新しいシステム実施への要望」

[県教委]

(1) 県教委は、専門家チームを立ち上げ、県内の希望者を一堂に集め、専門家チームが企画から運営まで行う、新しいシステムを構築し、より安全な登山活動を提供してほしい。

- ・校外での登山活動については、顧問が生徒を引率する現在のやり方を中止し、専門家チームが、その専門性を生かし、企画から運営までを行うシステムに移行させることで、より安全性のある活動を生徒に提供してほしい。
- ・新しいシステムでは、責任をとれる県教委と県内外の山岳関連組織等とが連携するなど、学校と民間が協同し、それぞれの良さを発揮することができる。
- ・県内の希望者を一堂に集め専門家チームが指導することで、顧問の力量による指導差はなくなり、参加生徒の技能や体力にあった活動等を提供できる。
- ・参加は希望性となり、本人や保護者の判断が入る余地ができ、登山の危険性への認識が深まる。
- ・顧問は、新システムでは、チームの一員として加入することで、事前の指導や助言を行うことができる。また、生徒指導的場面において、教員としての役割を果たせる。

[学校]

(2) 校長は、次年度以降、登山部の部員募集を中止してほしい。

- ・生徒と教員が命を落とす危険のある部活動を、今のままで継続する必要性があるとは思えない。
- ・募集中止をするのは、現在登山部がある学校（12校）と休部（2校）の計14校である。
- ・ある校長は、本事故で学校も被害者であると発言した。遺族は、部活で事故が起こり、息子の命が奪われたにもかかわらず、被害者であると考えている学校が、今後も登山部を継続していることに、承服しかねる。

(3) 校長は、現部員の活動のために、顧問が生徒を引率、指導する現在のやり方は中止し、県教委が行う専門家チームによる新しいシステムに参加できるようにしてほしい。

(4) 校長は、登山部顧問を配置しなければならない場合、教員の登山経験や指導力を精査し、適切に指導できるかを見極めた上で、本人の希望を尊重し、配置してほしい。

- ・校長は、教員の登山経験、技量、危機管理能力等を精査し、生徒の命をあずけられる力量があるかを判断した上で、配置すべきである。
- ・校長は、登山の経験の浅い者であっても、研修や経験を積みれば適切に判断等ができるよう

になるという楽観的な認識で、安易に顧問を決定し、配置しないでほしい。

- ・顧問が異動した場合、希望しない者や危険性がよく分からない未経験の若い教員等を、穴埋め的に配置することは、やめてほしい。

(5) 校長は、現部員やその保護者に対し、登山の危険性、年間計画等を毎年事前に周知した上で、生徒の入部継続の意思を確認してほしい。

(6) 教員は安易に登山部顧問を引き受けないでほしい。顧問のなり手がなくて、校長等から打診されても、自信のない教員は引き受けないでほしい。

- ・本事故は 30 年近い顧問経験者数名がかかわって起きた事故である。顧問経験年数が豊富であっても判断を間違い、生徒の命を危険にさらすことが起きてくる。顧問経験があることだけで、生徒を軽率に山に連れて行くことはしないでほしい。教師は、最悪の事態に対応できる技量や経験があるか、指導者としての自分を厳しく評価してほしい。

[高体連、登山専門部]

(7) 高体連、登山専門部は、校外での生徒の登山講習会等は、次年度以降中止してほしい。

- ・高体連、登山専門部は、本事故の責任が自分達にあるという認識が希薄である。真摯な反省と組織課題の改善等がほとんど進んでいない。トップは任期が終了すれば、責任を取らなくてよい仕組みになっている。そのような組織が生徒の命をあずかる登山活動を行うことを、遺族は容認できない。
- ・登山専門部が行う登山講習会は、集められた顧問が指導するシステムであり、学校単独での部活動と同じやり方である。

3 第 2 回の意見 2 「調査の依頼」

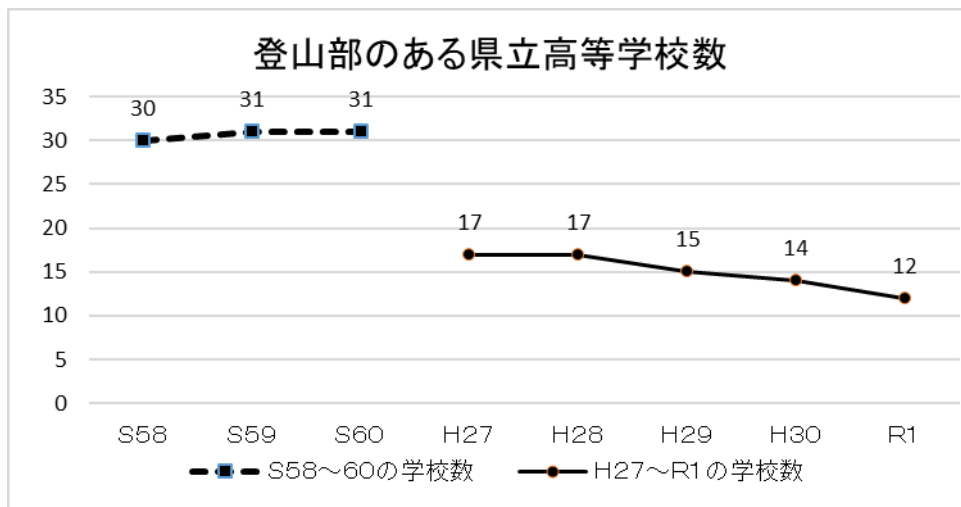
(1) 登山が盛んな海外では、高校生等はどのように登山を学んでいるのか、その場合指導者はどのような資格を有した指導者が指導しているのか、調査してほしい。

(2) 現在登山部のある学校 (12 校)、休部校 (2 校) について、①次年度も登山部員の募集を行うか、②募集を行うのはどのような理由によるのか、③どのような方法で募集するのか、これらを調査してほしい。

4 第 2 回の意見 3 「アンケートのまとめ」(別添資料 1)

5 第 2 回の意見 4 「第 1 回配布の資料 1-1 「…学校安全のための取組の実施状況」への質問」(別添資料 2)

1 県立高校における登山部のある学校の数（休部は含まず）（図 1）

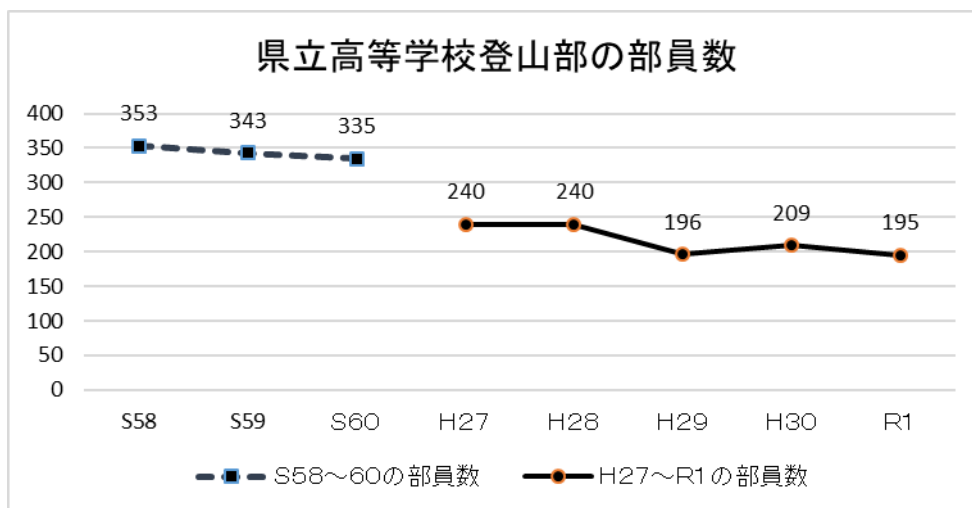


S 58~60：県高体連登山部「登山部報」創刊～第 3 号（1984～986）より

H27～R 1：アンケート結果より

- ・昭和 60 年から令和元年までの 34 年間で 19 校の登山部がなくなっている。4 割弱しか残っていない。
- ・平成 27 年から令和元年までの 5 年間で 5 校（廃部 3 校、休部 2 校）がなくなっている。直近の 5 年間の減少率は 34 年間の減少率よりも高い。

2 県立高校における登山部の部員数（図 2）

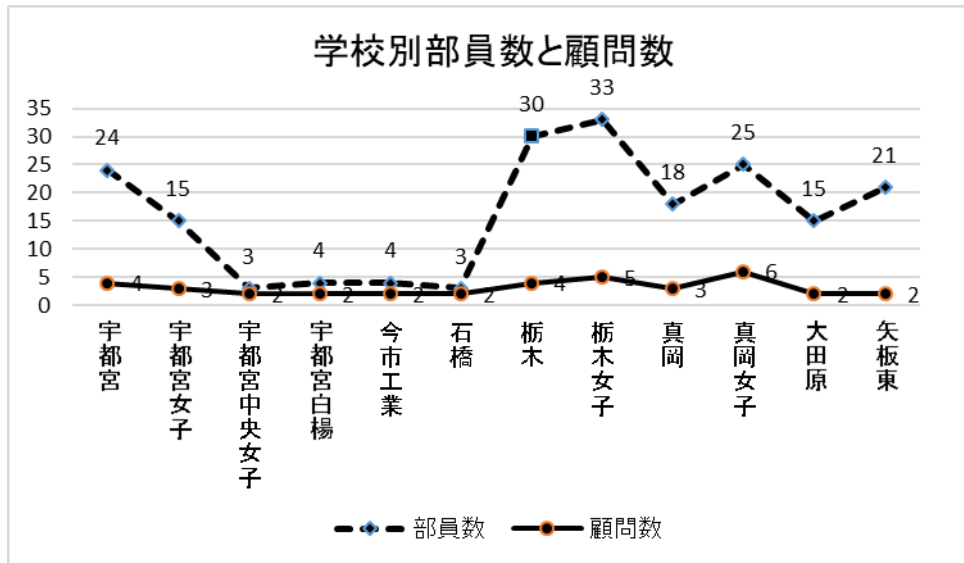


S 58~60：県高体連登山部「登山部報」創刊～第 3 号（1984～986）より

H27～R 1：アンケート結果より

- ・昭和 58 年から令和元年までの 36 年間で部員は 158 人減っている。5 割程度に減ってしまった。
- ・平成 27 年から令和元年までの 5 年間では 45 人減っている。直近の 5 年間の減少率は 36 年間の減少率よりも高い。

3 令和元年の学校別部員数と顧問数（図3）アンケート結果より



・部員 33 人に顧問 5 人配置の学校から部員 3 人に顧問 2 人配置の学校まであり、かなり差がある。

4 現在廃部、休部、募集中止の部員数の変化とその理由

(1) 廃部 (3 校) [H27 H28 H29 H30 R1 廃部、休部、募集中止の理由]

- ・宇都宮工業 4 → 13 → 休 → 廃 ・部員がいなくなったため廃部
- ・足利 6 → 8 → 6 → 3 → 廃 ・部員がいなくなり部活再編成ため廃部
- ・足利工業 9 → 15 → 8 → 9 → 廃 ・クラス減で部活動の統廃合のため廃部

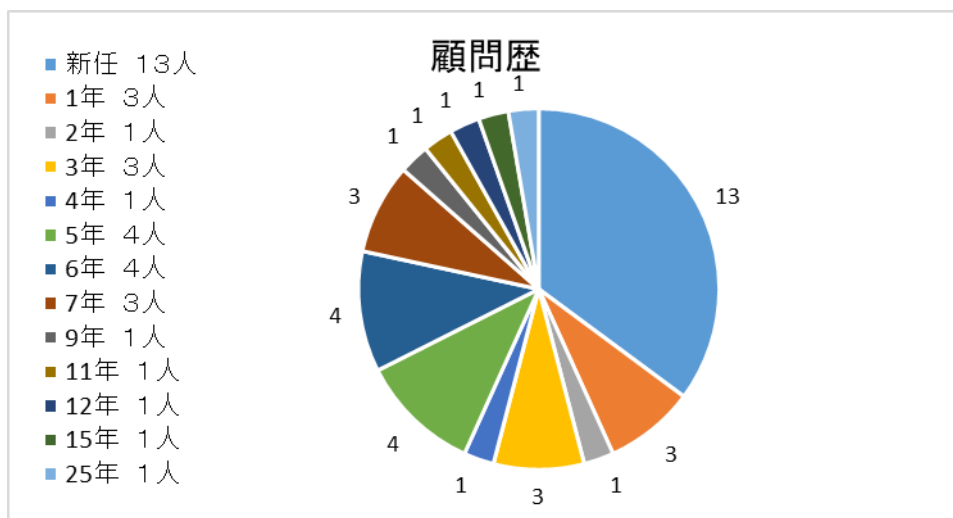
(2) 休部 (2 校)

- ・日光名峰 0 → 0 → 休 ・平成 29 年から休部のため募集中止
- ・那須清峰 8 → 7 → 6 → 休 ・人数確保が難しく休部のため募集中止

(3) 令和元年募集中止 (1 校)

- ・石橋 17 → 10 → 9 → 7 → 3 ・3 年生が卒業で活動ができなくなる募集中止

5 令和元年の顧問 (総数 37 人) の顧問歴 (図4) アンケート結果より



- ・新任は 13 人で全体の 35% を占める。5 年以下は 21 人 (57%) で、6 年以下は 25 人 (68%) になる。県教委が一人での引率可能とする条件 (5 年以上の経験) に当てはまる顧問は 16 人しかいない。
- ・6 年以上となると 12 人で、登山部 12 校に 1 名配置がやっとである。

別添資料2 「『那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組』に基づく各種事業等の内容及び実施状況」への質問

作成：毛塚辰幸

前回配布された標記資料に何点か疑問がありますので、以下質問します。後日ご回答をお願いします。

- 1 番号 10 高体連へ指導・助言「危機管理マニュアルの適切な運用の支援」への質問
実施状況に、危機管理委員会における指導・助言とあります。
危機管理委員会は危機管理マニュアルが適切に運用されているかどうかどのように把握するのでしょうか。不適切な運用をどのように見分けるのでしょうか。教えてください。
- 2 番号 11 高体連へ指導・助言「高体連主催大会等の適切な運営支援」への質問
実施状況に、大会の開催要項等の確認と現地調査・指導とあります。
一つ目の疑問は、開催要項の確認は、誰が、いつ、どのように行うのかということです。実際に令和元年には、どのような指導をしたのでしょうか。教えてください。
二つ目は、山岳部の競技会等は、現地を見ないと指導は困難であると思います。また専門的知見がないと助言も難しいと思います。高体連登山専門部が主管する大会等に、一体どのような専門性を持った方が、どのような調査し、助言したのでしょうか。教えてください。
- 3 番号 13 登山活動のチェック機能の充実「ガイドラインの作成」への質問
ガイドラインの作成については、登山審査会が作成するのは問題があると、遺族は意見を述べてきました。しかし、審査会でガイドライン検討が行われています。
また、遺族・弁護士は意見書を提出しましたが、審査会でどの程度協議されたのでしょうか。実際に、意見書についてどの程度の時間、協議されたのでしょうか。委員からどのような意見等が出されたのでしょうか。教えてください。
- 4 番号 14 登山活動のチェック機能の充実「登山計画審査会の機能強化」への質問
機能強化の実施状況には、県外委員1名の追加と記載されています。全国体育連盟登山専門部の方のようですが、高体連の上部組織の同じ高校の山岳部顧問であるならば、機能強化となるとは思えません。
機能強化を図るのであれば、安全管理や危機管理の専門家、部活動問題に詳しい方などが必要であると思います。より広い視点から助言ができる委員を参加させるべきと思います。
- 5 番号 16 登山活動のチェック機能の充実「高校生の登山等の安全確保に関する連絡協議会（高校生の登山のあり方に関する検討委員会）の設置への質問
名称についての疑問です。検討委員会の委員が委嘱され、設置要綱も作成され、会議も行われていますが、記載は、連絡協議会という以前の名称となっています。検討委員会を独立させた形で明確に記載しないのはなぜでしょうか。遺族側の認識と違っています。
- 6 番号 17～20 安全な登山のための知識・技能の習得「登山部顧問等研修の開催」への質問
登山部アンケート結果のまとめから、令和元年の登山部は12部（12校）、顧問は37名です。次年度石橋校が募集中止となると11校です。県立高校全体（61校）の約2割しかありません。
2割程度であると、教員の定期異動により、経験ある登山部顧問が足りない状況が起きる可能性があります。顧問不足には、新しい顧問の養成、希望しない教員でも配置するということが起きてきま

す。今年度も 37 名中 13 名が新任です。

こうした状況の中で、37 名の顧問のために、17～20 までの研修会を開催し、21～25 までの国立登山研修所等への派遣事業を行うこととなります。

新任に研修等を受けさせ、登山の知識と技量を学ばせるという現在の仕組みで、安全な登山を実施することは難しいと思います。このような状況において安全な登山活動ができると考えているのは、どのような理由からですか。教えてください。

7 番号 29 「指導者・生徒のためのハンドブックの作成」についての質問

一つ目の質問は、検証委員会報告書や再発防止策説明の段階では、「指導者と高校生のための」ハンドブックとなっていますが、今回は「高校生と指導者のための」と逆転させています。その理由を教えてください。

指導者と高校生では同じ条件の山行であっても求められる知識、判断のレベル、責任は全く違うと思います。

二つ目は、今回の事故に関しては、ハンドブックには「本県県立学校は、積雪期の登山は全面禁止」と書かれているだけです。事故の教訓等の記載がありません。このままでは、ハンドブックには禁止だけが残り、今回の雪崩事故の教訓は消えてしまいます。これは遺族が望んだ形ではありません。指導者に教訓を伝える記載を残して欲しいと思います。

三つ目は、検証委員会報告書では事故当事者もかかわることが書かれています。当事者しか残せない教訓があるからだと考えています。しかし、今回の作成メンバーに入っていません。事故関係者を作成委員に入れないのはなぜでしょうか。教えてください。

四つ目は、資料によると、県高体連登山専門部は、原稿作成を行い、さらに作成検討委員会委員にも入っています。登山専門部は検討ができるのでしょうか。

検討委員会は、外部の登山ガイド、危機管理の専門家、救助関係者、保護者等による検討が必要であると思います。